

改正案	現行
<p>（適格機関投資家を除くための要件等）</p> <p>第四条 令第七条第二項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（同一種類の受益証券）</p> <p>第四条の二 令第七条第二項第二号並びに第八条第一項第二号及び第三号に規定する当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める受益証券は、当該受益証券と発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条の二第一項第十一号イからハまでに掲げる事項が同一である受益証券（第五条第二項第一号において「同一種類の受益証券」という。）とする。</p> <p>（特定投資家の範囲）</p> <p>第四条の三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（適格機関投資家を除くための要件等）</p> <p>第四条 令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（特定投資家の範囲）</p> <p>第四条の二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(受益証券の譲渡に関する制限等)

第五条 (略)

(削る)

2| 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

- 一 当該受益証券と同一種類の受益証券が、金融商品取引法第二十四条第一項各号(同法第二十七条において準用する場合を含む。)
- 二 (略)

3| (略)

4| 第二項第二号ロ(1)及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合における当該他の法人等をいう。

(短期投資法人債の発行の要件)

第九十二条 (略)

2 法第三十九条の十三第一号ハに規定する内閣府令で定める要件

(受益証券の譲渡に関する制限等)

第五条 (略)

2| 令第八条第一項第二号に規定する当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の受益証券は、当該受益証券と発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)第十二条第一項第五号イからハまでに掲げる事項が同一である受益証券(次項において「同一種類の他の受益証券」という。)とする。

3| 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

- 一 当該受益証券と同一種類の他の受益証券が、金融商品取引法第二十四条第一項各号(同法第二十七条において準用する場合を含む。)
- 二 (略)

4| (略)

5| 第三項第二号ロ(1)及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合における当該他の法人等をいう。

(短期投資法人債の発行の要件)

第九十二条 (略)

2 法第三十九条の十三第一号ハに規定する内閣府令で定める要件

<p>は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付を取得していること。</p> <p>二〽五（略）</p> <p>3 法第百三十九条の十三第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。</p> <p>一 発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関から前項第一号に規定する格付を取得していること。</p> <p>二（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。次項第一号において同じ。）から同令第九条の五に規定する格付を取得していること。</p> <p>二〽五（略）</p> <p>3 法第百三十九条の十三第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。</p> <p>一 発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関から企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の五に規定する格付を取得していること。</p> <p>二（略）</p> <p>4（略）</p>
---	---